

県立八頭高等学校洋式便器整備業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名称 県立八頭高等学校洋式便器整備業務
- (2) 履行場所 八頭郡八頭町久能寺 7 2 5 番地 県立八頭高等学校
- (3) 契約期間 (契約締結日) から令和 7 年 3 月 2 1 日まで
- (4) 業務目的 学習環境の品質確保のため、各所トイレの和便器を洋式便器に整備する。
- (5) 業務仕様

ア 本仕様書に記載の無い事項は、「公共建築改修工事標準仕様書 令和 4 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」および機器メーカー標準仕様による。

イ 前項に定めが無い事項は、施設管理担当者との協議による。

(6) 対象箇所

以下の箇所を対象に、既設和便器を洋式便器に改修する。

場所 (数量)	第 1 教室棟（第 2 校舎） 1 階女子便所（2） 女子トイレの奥から 2 か所のブース	計 2 穴
整備の 概要	既設和便器の洋式便器への取替（リモデル工法） ・上記に伴う給排水管その他付帯改修、補修 ・上記に伴う電気設備の整備（トイレブース毎コンセントの新設。専用回路新設共） ・上記に伴う建具の整備（既存トイレブース扉の開き勝手変更）	
備考	・現況は写真（別添 1）を参照。 ・整備仕様は特記事項を参照。	

2 特記事項

(1) 仕様

機器・器具の整備仕様は以下のとおり。（機器型番は参考。付帯部品共付属）

名称		公共用洋式便器
衛生	共通	床排水、床給水、排水芯可変仕様（リモデル便器）、リモデル工法 ^{注1)} 、洗淨便座用給水分岐口付き、暖房便座
	標準	便器 CS494M、フラッシュバルブ TV565CP（低圧仕様 ^{注2)} ：TV585CP）、暖房便座 TCF116
	タンク式の場合 ^{注3)}	便器＋タンク CFS498BM（低圧仕様 ^{注2)} ：CFS498BMT）、暖房便座 TCF116
電気	新設	露出コンセントボックス 2P15AEET×1／ブース毎、MMA 立下げ、専用回路新設共（便所毎）
建築	改修 ^{注4)}	（扉）フラッシュ戸（既存再使用）、外開き、グレイトレベンジ（取替）、表示器付スライトボルト（取替。扉取付加工共）、戸当り（取替）

注 1）便器の取替はリモデル工法*によるものとし、和便器の廃止と排水管の床上取出しに係る一切の資機材・施工を含むものとする。

*リモデル工法とは、器具メーカーおよび同認定業者が施工する改修工法。既存防水層・床スラブは原則としてそのままに、既設和便器のトラップ部・リム部（床上部分）および周辺モルタル層を部分撤去し、便鉢内部に専用排水管を組込んだ上で空隙をモルタル詰めし、この上に新設洋式便器を据付ける方法。

(例) TOTO「和洋リモデル工法」、LIXIL「和洋改修工法（ネット工法）」

注 2) 最上階等、低水圧の箇所には低水圧仕様の水栓金具を適用する。（低圧仕様フラッシュバルブまたは低圧用止水栓）

注 3) タンク式便器は、施工上の制約等がある場合に施設管理者と協議して適用することが出来る。ただし、器具の施工要件（必要水圧・流量の条件）が満たされることを予め確認すること。

注 4) 建築の改修とは、既存ブース扉が洋式便器と干渉することが無いよう、取付金具の取替による開き勝手の変更程度を見込んでいる。既存トイレブース壁自体は改修を行わない。なお、既存の開き勝手のままで実用上問題を生じない箇所は、施設管理者と協議して改修を取止めることが出来る。

(2) 計画、準備

既設の仕様・寸法は場所によって異なる。事前に現況をよく調査し、施工に用いる資材・工法の検討を行うこと。

新設器具の配置検討に当たっては、便器とトイレブース壁・給水管との離隔寸法を適切に確保し、使用上の支障が無いようにすること（別添 2）。どのように器具を配置しても離隔寸法が確保出来ない、または隠蔽された支障物や既存劣化等が存在し別途改修を要すると判明した場合、速やかに施設管理者に報告し協議すること。

工程の計画に当たっては、施設管理者と十分調整し学校運営への影響を抑えたものとする。

(3) 養生、表示

作業に伴い既成部分を汚損することが無いよう、養生材により適切に養生すること。また、作業期間中は必要に応じて対象範囲の立ち入り禁止表示、使用禁止表示を行うこと。

(4) 撤去

床研りに当たっては既存防水層を必要以上に傷めないよう慎重に施工し、見栄えと作業性を考慮し、影響範囲のモルタル層・タイルは幅広に撤去すること。また、既存建材にアスベスト含有の可能性が疑われる場合、必要な養生共実施すること。

(5) 配管、防水

給水管は原則として床上で部分改修し、使用上支障の無い適切な位置に布設すること。

なお、既設立上げ管の配置等に支障がある場合には施設管理者と協議の上、床下配管を改修し、適切な位置に立上げ直すものとする。この際、必要以上に既存鉄筋を傷めないよう慎重に床研りを行い、防水層は補修すること。（原則として改質アスファルト系塗膜防水と同防水シートを用い、既存防水層の欠損部を十分な重ね代を確保して補修し、配管共巻上げること）

(6) モルタル、タイル

タイルは既設モザイクタイルと近似の色・寸法とし、欠損部を含め見栄え良く補修すること。

(7) 器具取付、点検

新設器具の据付け完了後、確実な固定がなされ、漏水等の不具合が無いことを確認すること。作業に伴う不具合を見付けた場合は修正すること。

(8) 電気設備

新設便器の便座用コンセントを新設する。

- ・トイレブース内壁面に便座用の露出コンセントボックス（アースターミナル付）を設ける。（トイレブース毎に 1 個ずつ）
- ・該当便所（男子便所／女子便所）毎に専用回路を新設するものとし、便所天井内にプルボックス×1 を設け、天井内配線で分岐・布設する。立下げ露出配線はメタルモールで保護する。
- ・電源は最寄り電灯盤より分岐し、盤内に回路毎の漏電遮断器を設ける。電気容量は、便所内全トイレブースに負荷容量 400W／1 箇所の機器が接続される想定で選定する。

(9) 建築

既存トイレ・ス扉の開き勝手を変更する。(内開き→外開き)

- ・既存扉を加工し取付金物を取替え、開き勝手を変更する。
- ・整備に伴い生じた見え掛かり部分のささくれ等は削り落とすこと。

(10) 清掃

作業に伴い生じた塵埃・汚れは適切に清掃し、廃材は持ち帰り処分すること。

(11) 引渡し

引渡しの際は、保守・運用に係る取扱説明および関係書類の提出を行い引き渡すこと。関係書類には完成書類、保証書等を含む。

(12) その他

- ・既設器具(紙巻器、電池式の擬音装置等)は新設便器の配置に合わせて原則として移設する。ただし、移設が容易でない場合(既設器具が壁埋込み仕様または電気工事を伴う等)は、別途対応を施設管理者と協議すること。
- ・衛生器具の取合い部、ビス跡はコーキング(防カビ、クリア色)で処理する。
- ・配管改修には原則として直管を用い、フレキパイプ、ジャバラ継手は使用しない。また、配管口径は原則として既設同等(排水 75A~100A、給水 25A~32A)とする。
- ・整備対象の既成部位に、整備では改善されない劣化・不具合を認めた際は、予め施設管理者に報告し、対応を協議すること。

3 一般共通事項

(1) 業務条件

作業時間帯は原則として午前8時10分から午後4時40分までとし、予め施設管理担当者とは協議して決めた日程で実施する。ただし、騒音・振動を伴う作業および施設運営に支障がある等の理由で平日に業務が実施出来ない場合は、施設管理担当者とは協議して影響の少ない時間帯または休日に実施する。

(2) 業務の報告

業務の開始・終了時に施設管理者へ報告すること。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

(3) 駐車場の利用

利用出来る。利用箇所は施設管理担当者とは協議すること。

(4) 受注者の負担の範囲

- ア 業務の実施に必要な施設の電気、水は無償で使用出来る。
- イ 業務の実施に必要な工具、計器、ウエス、潤滑油、燃料、養生材、雑材消耗品および事務用品等は受注者の負担とする。
- ウ 業務に伴って発生した廃材の処理は受注者の負担とする。
- エ 既成部分を損傷させた場合、既成にならって復旧すること。

(5) その他

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。